

しゅうにゆうしんこくしょ ていしゆつ
収入申告書の提出について

けんえいじゆうたく やちん にゆうきよ せたいぜんいん しゅうにゆう おう まいねんどけつてい
県営住宅の家賃は、入居している世帯全員の収入に応じて、毎年度決定することになってい
ます。今年度も、入居している世帯全員の収入について、申告をお願いします。

がつ にち ど しゅうにゆうしんこくしょ
7月15日（土）までに、収入申告書と
ひつようしょるい かなら ていしゆつ
必要書類を必ず提出してください。

ていしゆつ みんかんちんたいじゆうたく な こうがく やちん
【提出しないと、民間賃貸住宅並みの高額な家賃になります。】

1 ていしゆつ きげん れいわ ねん がつ にち ど ひつちやく
提出の期限 令和5年7月15日（土）必着

2 ていしゆつさき しずおかけんじゆうたくきょうきゆうこうしゃ じゆうたく か
提出先 静岡県住宅供給公社 住宅サービス課

※ どうふう へんしんようふうとう ゆうそう
同封の返信用封筒にて郵送してください。

3 ていしゆつしょるい
提出書類

かた かなら ていしゆつ
すべての方が必ず提出するもの

① けんえいじゆうたくにゆうきよしゅうにゆうしんこくしょ (べっしきにゆうれいおよ きにゆうてじゆん さんしやう
県営住宅入居者収入申告書 (別紙記入例及び記入手順を参照してください。))

② しみんぜいけんみんぜいかぜい しょとく しょうめいしょどう ※ げんせんちょうしゅうひょう りよう
市民税県民税課税（所得）証明書等 ※ 源泉徴収票は利用できません。

• へいせい ねん がつ にちいぜん う せたいいん ぜんいんぶん ていしゆつ
平成19年4月1日以前に生まれた世帯員について、全員分を提出してください。

• れいわ ねんど しょうめいしょ れいわ ねんぶん しゅうにゆう しょとく こうじよないよう しょうめい しょるい しまちやくば
令和5年度の証明書（令和4年分の収入・所得・控除内容を証明する書類）を市町役場

（れいわ ねん がつ にちげんざい す しまち しみんぜいたんとうか はっこう
令和5年1月1日現在にお住まいの市町）の市民税担当課で発行してもらってください

ゆうりよう
（有料）。

- 年金収入のみの方や無職（収入が無い）の方も、発行してもらえます。
- 収入が無い（アルバイトなど全くしていない）高校生や大学生の世帯員は、この書類の代わりに、**学生証・生徒手帳（氏名・生年月日・交付日が記載されているもの）の写し**、または**在学証明書**を提出してもかまいません。
- 生活保護の方は、**生活保護の受給者である証明書**（無料）でも結構です。

これより下の書類は、**該当する方**は提出してください。

- ③ 世帯員が、**障害者手帳や療育手帳**をお持ちの場合。

障害者手帳や療育手帳等の写し ※未提出の場合は、控除が適用されません。

- ④ 収入申告書の印字内容と比較して、**世帯員の出生・転出・死亡**があった場合。

住民票（続柄・筆頭者・本籍が記載されたもの）

- 出生者・転出者・死亡者を含む世帯全員の記載のある住民票（または除票）を市町役場等で発行してもらってください。
- 収入申告書に、必要事項を記入してください。（別紙の記入例を参照してください。）

- ⑤ 収入申告書の印字内容と比較して、**契約者の転出・死亡**があった場合。

県営住宅入居承継申請書

- 配偶者及び身体障害者・高齢者などで特に居住の安定を図る必要があると認められる方のみ、承継が可能です。
- その他に申請に必要な書類があります。詳細は公社にお問い合わせください。

- ⑥ 収入申告書の印字内容と比較して、世帯員の転入があった場合。

県営住宅同居承認申請書 ※

- 収入要件等の条件がありますので、同居が認められない場合があります。
 - その他に申請に必要な書類があります。詳細は公社にお問い合わせください。
- ⑦ 世帯員に変更があって、家賃の見直しをしてほしい場合。

収入認定に対する意見書 ※

- 出生により世帯員が増えたり、収入が多い世帯員が転出したりして、収入認定の金額が下がることによって家賃が下がる場合がありますので、この書類も提出してください。

⑥⑦の場合の※の書類は、入居時にお配りした「すまいのしおり」についています。

また、静岡県住宅供給公社・各土木事務所にも用意してあります。

4 家賃の決定について

- ① 今回の収入申告によって、令和6年度（令和6年4月～7年3月）の家賃を決定します。

- ② 令和6年度の家賃及び収入認定の金額は、令和6年2月末頃にお知らせします。

なお、収入認定の内容に意見がある方は、**収入認定に対する意見書**を各土木事務所

に提出してください。

- ③ 静岡県では、収入申告の内容を確認するために、全入居者の収入調査を実施します。

- ④ 収入申告書を提出しないと、民間賃貸住宅並みの高額な家賃になります。収入申告に

係る必要な書類をすべて、必ず提出してください。







しずおかけんじゅうたくきょうぎゅうこうしゃ じゅうたく か でんわ
静岡県住宅供給公社 住宅サービス課 (電話 054-255-4148)

といあわ せんようでんわ れいわ ねん がつ にち 7がつ にち どにちしゅくじつ のぞ
お問合せ専用電話 (令和5年7月1日~7月31日まで ※土日祝日は除く)

でんわ
電話 054-255-4825

がいこくせき かた
【外国籍の方へ】

しゅうにゅうしんこくしょ ていしゅつ しゅうにゅうしんこくしょ か かた がいこくごぼん
「収入申告書の提出について」と「収入申告書の書き方」の外国語版につ
いては、下記のQRコードから、ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、タ
ガログ語、ベトナム語を確認できます。

ポルトガル語	Informações em português, acesse este QR	
英語	To see an English version, scan the QR code.	
スペイン語	Información en español, escanea este QR	
中国語	中文介绍请看这边。	
タガログ語	Paki-klik dito para sa impormasyon.	
ベトナム語	Hãy xem Bản hướng dẫn bằng tiếng việt ở đây	

<個人情報保護について>

静岡県では、個人情報を安全かつ適正に取り扱うため、「静岡県個人情報保護条例」に基づき、次のような措置を講じています。

- ①取得の制限・・・目的達成のための必要限度を守ります。
- ②利用及び提供の制限・・・取得した事務の目的以外には利用・提供しません。
- ③適正な管理・・・個人情報の漏えいを防ぎます。

なお、静岡県では県営住宅の管理を適正かつ迅速に処理するため、電算システムを導入し、業務の一部を静岡県住宅供給公社に委託しています。

◎ 収入申告書の書き方

【1】提出日・団地名・氏名・電話番号を記入してください。
(自署の場合は、押印は不要です。)

県営住宅入居者収入申告書

【2】印字内容と比較して、
転出・死亡があった場合は、氏名を線で消してください。
出生があった場合は、氏名・性別・続柄・生年月日を記入
してください。

令和XX年 7月 5日 提出

相之原 住宅 A棟 103号室

氏名 **静岡 太郎**

電話番号 自宅 (0557) 22 - 3333
携帯 (090) 1111 - 2222

静岡県知事 様

私及び同居者の昨年1年間の収入について、静岡県県営住宅条例第14条第1項の規定により、次のとおり申告します。
また、同居者の異動について次のとおり届け出ます。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
	フリガナ 氏 名	性別 契約者との続柄	生年月日	所得控除後又は 必要経費控除後 の金額	給与所得及び 公的年金等に 係る雑所得以 外の所得の合 計金額	勤務先名称 ・ 電話番号	同居 扶養	非同 居扶 養	老 配 人	老 特 定 人	特 定 特 障 人	一 般 特 障 人	障 害 一 般 人	特 別 障 害 人	寡 婦	ひとり 親	裁 量 世 帯	異動 区分	異動の発生した日
入居者	シズカ タロウ 静岡 太郎	男 本人	昭和60年2月1日	1,780,000円	0円	静岡工業(株) 電話0557-21-1234	3	1				1						1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日
	シズカ ハコ 静岡 花子	女 配偶者	昭和60年6月7日	310,000円	0円	スーパーあだみ 電話0557-22-2222							○					○	1. 出生 2. 転出 3. 死亡
同居者	シズカ イロウ 静岡 一郎	男 子供	平成29年2月3日	円	円	電話 - -												1. 出生 2. 転出 3. 死亡	XX年5月31日
	シズカ フジオ 静岡 富士夫	男 父母	昭和30年2月2日	0円	0円	無職 電話 - -												1. 出生 2. 転出 3. 死亡	年 月 日
	シズカ シロウ 静岡 二郎	男 子供	令和X年6月3日	円	円	電話 - -												1. 出生 2. 転出 3. 死亡	XX年6月3日
			年 月 日	円	円													1. 出生 2. 転出	年 月 日

例1

例2

【3】
④の欄は、総所得金額（市町の様式によって「総所得金額」「合計所得金額」「所得額合計」など、表現が異なります）を記載してください。
⑤の欄は、「総所得金額 - (給与所得 + 雑所得(公的年金分))」となるように記載してください。0円となる場合には0円と記載してください。
⑥の欄は、勤務先の名称及び電話番号を記載してください。

【4】
⑧の欄は団地に同居していない親族を扶養している場合は、扶養している人のところに、その親族の人数を記入して下さい。
⑭⑮⑯⑰の欄は、それぞれ該当する人のところに○印を付けて下さい。

※ 収入申告書に記入されている人が暴力団員でないことを確認するため、警察本部長に照会することがあります。

収入申告書の記入手順

(説明の丸数字は、申告書の丸数字と対応しています。)

①～③ 「氏名」、「性別」、「契約者との続柄」、「生年月日」を確認してください。

入居者が転出、死亡などした場合

裏面の申告書の「例 1」のように、名前を線で消して、⑩欄の該当する項目に○をつけてください。

※ 団地に入居している世帯員全員の住民票と、転出、死亡した世帯員の住民票の除票を提出してください。

子供が生まれたが、まだ届出していない場合

裏面の申告書の「例 2」のように、氏名・性別・続柄・生年月日を記入し、⑩欄の「1.出生」に○をつけてください。

※ 出生者を含む団地に入居している世帯員全員の住民票を提出してください。

④ 「所得控除後又は必要経費控除後の金額」を記入してください。

令和5年度の市民税・県民税課税(所得)証明書に記載されている「総所得金額」の金額を転記してください。

⑤ 「給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額」を記入してください。

給与所得及び公的年金等に係る雑所得のみの場合は0円と記載してください。

⑥ 「勤務先名称・電話番号」を記入してください。

無職の場合は、「無職」と書いてください。

⑦ 「同居扶養」には、入居者本人を除いて、団地に同居している人数を記入してください。

⑧ 「非同居扶養」には、所得税法上で扶養している人のうち、団地に同居していない方の人数を記入してください。

⑨～⑬ 「各種所得控除・扶養」には、扶養している人のところに、該当する扶養者の人数を記入してください。

⑭～⑰ 「各種所得控除・障害・寡婦・ひとり親」には、該当する人に○印を記入してください。

⑱ 「裁量世帯」には、該当する人に○印を記入してください。

⑱の普通障害者に該当する人。
⑱の特別障害者に該当する人。
ハンセン病療養所に入所していた人。
令和6年4月に中学校就学前の子供。

⑲ 「異動区分」は該当する場合に○印を記入してください。

出生・転出・死亡に該当する人に、○印をつけてください。

※ 確認のため、かならず住民票を添付してください。

⑳ ⑲に○印を記入した人は、異動の発生した日を記入してください。

その原因となる日(子供が生まれた日、世帯員が転出した日など)を記入してください。

⑨ 老配	令和5年10月1日に年齢70歳以上の所得税法上の同一生計配偶者。
⑩ 老人	令和5年10月1日に年齢70歳以上の扶養親族。
⑪ 特定	令和5年10月1日に年齢16歳以上23歳未満の扶養親族。
⑫ 障害	身体障害者手帳の交付を受けている人。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。療育手帳の交付を受けている人。戦傷病者手帳の交付を受けている人。
⑬ 特障	身体障害者手帳 1級または2級の人。精神障害者保健福祉手帳 1級の人。療育手帳 A判定に該当する人。戦傷病者手帳 特別項症から第三項症までの人。原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人。
⑭ 一般	⑫の普通障害者に該当する人。
⑮ 特別	⑬の特別障害者に該当する人。
⑯ 寡婦	夫と死別(生死不明を含む)した後婚姻をしておらず次の要件を全て満たす女性 1 年間所得金額が500万円以下であること 2 事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいないこと 又は夫と離婚しその後婚姻をしておらず上記の要件に加え下記要件を満たす女性 1 生計を一にする扶養親族(年間所得額が48万円以下であること)を有すること
⑰ ひとり親	婚姻をしていないまたは配偶者の生死が不明であり、次の要件を全て満たす人 1 生計を一にする子(年間所得金額が48万円以下であること)を有すること 2 年間所得金額が500万円以下であること 3 事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる者がいないこと